

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月27日
【四半期会計期間】	第102期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）
【会社名】	三井不動産株式会社
【英訳名】	Mitsui Fudosan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菰田 正信
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 崎山 隆央
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 崎山 隆央
【縦覧に供する場所】	三井不動産株式会社関西支社 （大阪市中央区備後町四丁目1番3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年11月13日付で、第102期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）の四半期報告書を提出いたしましたが、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するために四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成25年8月7日
新株予約権の数(個)	66,650
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,650(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成25年8月24日～平成55年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 $\frac{1}{1}$
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1)～(注3) 省略

(訂正後)

当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成25年8月7日
新株予約権の数(個)	66,650
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,650(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成25年8月24日～平成55年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 $\frac{2,797}{1,399}$
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1)～(注3) 省略